**厚木市見本市等出展事業補助金補助対象経費について**

１　出展料（小間料）

　　見本市の主催者から請求される自社で借り上げたブース料又は出展料

２　会場設営費

　　自社の展示ブースを装飾するための設備・備品の購入費用(リース費用も含む)。

（1）カーペット、クロス

（2）備品・設備（リース）

　　 机、台、イス、マネキン、テレビ、ビデオ、ＤＶＤ、マイク、スピーカー等

　※自社で購入し、申請した見本市以外でも使用可能となるような備品・設備については、会場設営費には含みません。

（3）電気設備・工事代

　　 コンセント、ライト等

（4）電気料

(5) 看板・パネル

３　運搬費

　　第三者に費用を払い、出展に必要な物品などを運搬するための費用。

自社で運搬した場合の費用（高速代、ガソリン代、電車賃等の交通費）は対象外。

(1) 輸送サービス料

　　集荷先と届け先が確認できる資料の提出が必要。

(2) レンタル料

トラックなどを他社からレンタルして物品を運搬する場合のレンタル料。

４　資料作成費

　　見本市等で自社製品をアピールするための資料作成費やサンプルの原材料費。

（1）パンフレット、チラシ

　　 自社で印刷した場合の費用（インク代、紙代等）は、出展用であることの確認が取れないため対象外。

（2）パネル、ポスター

（3）プロモーションビデオ作成費（ＤＶＤコピー代等も含む。）

（4）加工見本のための原材料費

　【注意事項】

　・厚木市内にある事業所が発注及び支払いをしている経費が補助対象です。

・請求書又は領収書等に見本市等の名称が記載されていない場合は、補助対象となりません。

　・振込手数料及び代引手数料（送料部分は除く）などの手数料、消費税及び地方消費税は補助対象外です。